


所管部課	市民部 保険年金課		部長	関田 新一		
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について					
	区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されたことにより改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>附則に特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定める。</p> <p>内容</p> <p>市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年1月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適正な賦課が行える。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成28年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。